

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表第 2 （第 5 条関係） （1）・（2） [略] <u>（3） 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録又は同法第32条の 7 第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> （4）～（11） [略] <u>（12） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第 3 条の登録又は同法第 9 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> （13）～（33） [略]	別表第 2 （第 5 条関係） （1）・（2） [略] <u>（3） 削除</u> （4）～（11） [略] <u>（12） 削除</u> （13）～（33） [略]																
別表第 3 （第 6 条関係） <table><tr><th>提供を受ける知事以外の執行機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td><u>監査委員</u></td><td><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事 務	<u>監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u>	選挙管理委員会	[略]	[略]		別表第 3 （第 6 条関係） <table><tr><th>提供を受ける知事以外の執行機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>選挙管理委員会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事 務			選挙管理委員会	[略]	[略]	
提供を受ける知事以外の執行機関	事 務																
<u>監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u>																
選挙管理委員会	[略]																
[略]																	
提供を受ける知事以外の執行機関	事 務																
選挙管理委員会	[略]																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。